

戸籍届出の手続き

No. 3

人口が、年々減少していく本町では、子の出生ほどたのもしいものはありません。

老齢化率が上がるなか、子供は、町の活力であり起爆剤となるものです。

今回は、子の出生にともなう、戸籍等の手続きについての説明します。

出生届

赤ちゃんが生まれて、まずすることは、名前をつけることです。名前は、その子に一生ついてまわるものですので決めるのに四苦八苦されている夫婦も多いかと思われま

す。しかし、出生届は、子が生まれてから14日以内に届出る必要がありますので、子供の名前を考えるあまり、届出期間が過ぎてしまったということがないように、ご注意ください。

出生届の用紙右半分は、出生証明書となっております。これは、担当医に証明してもらったことになりま

す。なお、出生届の用紙は、各病院に配布されていますので、出生証明書が必要である旨を申し出られると証明してもらえます。(証明手数料は有料です)

この時点で、子の名が決まっていな



国保コーナー

平成5年度
国民健康保険税第2期分の
納期限は8月31日(火)です

交通事故にあった時の注意点

- 1 車を安全な場所に止め、エンジンを切る
- 2 負傷者がいたら、すみやかに救護を

交通事故にあったら早めに国保へ

◇ 医療費は加害者の負担
交通事故のように、第三者の行為によってけがや病気になったとき、その治療にかかった医療費は、原則として加害者の負担となります。しかし、話がこじれたり、加害者がすぐにお金を出せないようなときは、国保で治療が受けられます。ただ、これはあくまでも国保が一時立替え、あとで加害者から返してもらうということです。そのため、国保で治療を受けるとき(事後でも可)は、「第三者行為による傷病届」が必要になります。また、国保に届け出る前に、勝手に示談して治療費を受け取ったりすると、国保が使えないということになりますから、早めに国保の係にご相談ください。

- 3 警察に連絡し、そのうえで
 - ・目撃者の証言をもらう(目撃者の住所・氏名を忘れずにメモする)
 - ・相手方を確認する(車のナンバー、色、名称、運転者の氏名、住所、勤務先、自動車損害賠償責任保険の会社名・証券番号など)
 - ・警察官から事故証明をもらう

- 4 国保に届け出る(国保で治療を受ける場合)

